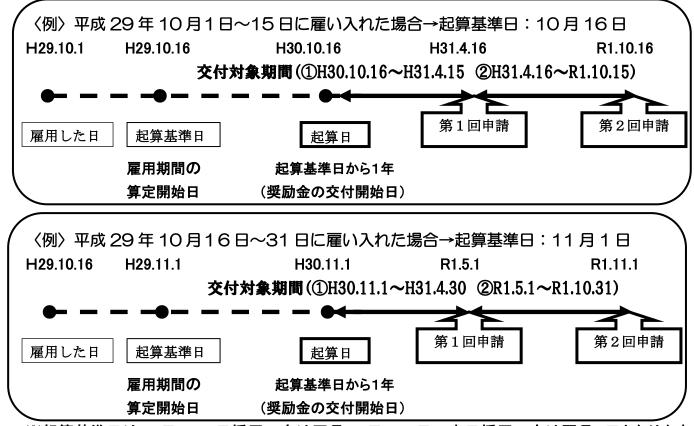
市川市雇用促進奨励金の申請について

市川市では、公共職業安定所の紹介(公共職業安定所に準ずる機関の紹介も含む)により雇い入れた重度障害者の方が以下の条件全てに合致した場合、事業主の皆さんに奨励金を交付しています。

【大企業】重度障害者(短時間労働)

- (1) 交付要件: ① 雇用時に市川市に居住し、かつ現在も市内に住民登録をしている。
 - ② 公共職業安定所の紹介により採用している。
 - ③ 特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けている。
 - ④ 1週につき20時間以上30時間未満、働いている。※速やかに確認! 30時間以上は重度障害者(長時間労働)となり、交付要件等が異なります。別紙の重度障害者(長時間労働)をご覧ください。(雇用契約書、 出勤簿等を ご確認ください。)
 - ⑤ 雇用した期間が下記の起算基準日から18ヶ月あること。
- (2)申請始期:雇用した日から算出した起算基準日から18ヶ月が経ったときに申請できます。
- (3)交付額: 1ヶ月につき20,000円を半年ごとに2回交付



※起算基準日は、1日~15日採用の方は同月16日、16日~末日採用の方は翌月1日となります。

注意事項

※申請について

- ① 申請書等の通知は市川市公共職業安定所のリストを参考にして、市から事業所に通知しています。市の奨励金の対象とならない場合もありますのでご了承ください。
- ② 申請できる期間が交付対象期間末日から 60 日以内と定められていますので、ご注意ください。
- ③ 1回目の申請が交付決定されない場合は、2回目以降の申請は出来ません。
- ④ 勤務時間につきましては、6ヶ月勤務した場合、実働時間を26週で割り返して計算します。 (勤務した月数により、基準時間が変わります。)

計算の結果、1週あたりの勤務時間数が20時間以上30時間未満が条件となります。ただし、例外もありますので、別紙補足資料「実労働時間の考え方について」をご覧ください。

◎提出書類(消せるボールペンは使用しないでください。)

No.	提出書類	留意事項
1	市川市雇用促進奨励金交付申請書兼 交付再申請書 ※交付対象期間は、第1期交付対象 期間を記載してください。	・日付は空欄でお願いします。全ての書類が整った日が正式な受理日となります。
2	特定求職者雇用開発助成金支給決定 通知書の写し	※紛失した場合は、申請先の労働局に電話にて「支給決定通知書の写し」の交付を依頼してください。 その際、助成金支給番号が必要です。
3	雇用契約書などの写し ※雇用日から現在までのもの	・勤務時間と休憩時間のわかるもの
4	交付対象期間の勤務記録の写し ※第1期交付対象期間のもの	・タイムカードや出勤簿など、氏名・年月日・実働時間が明記されているもの ※勤務時間は、交付対象期間内の実働時間(有休・時間外等を含む)の合計を 26 週で割り、各対象者の勤務時間の要件を超えていることが条件となります。
5	重度障害者であることを証明する 書類の写し(右の書類のいずれか)	 ・千葉障害者職業センターが証明する判定書 ・身体障害者手帳(1~2級) ・療育手帳(Aの1、Aの2、20歳未満は A) 20歳以上は Aの1、Aの2)
6	市川市雇用促進奨励金交付申請に 係る添付書類について	・No.2~5の書類名を記入し、代表者の記名押印を お願いいたします。
7	市川市雇用促進奨励金交付請求書	・本来であれば「市川市雇用促進奨励金交付決定可 否通知書」を受理してから提出となりますが、円 滑な事務手続きのため、予め提出してください。・日付や金額等は空欄でお願いします。・社印ではなく、代表者印を必ず押印してください。

<問い合わせ先> 市川市 経済部 産業振興課 雇用労政グループ

電話:047-704-4131(直通)FAX:047-370-5205